

## 西村区長再任 令和5年度がスタート!

区民の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと、このたび令和4年度第3回通常審議会の決議により、令和7年3月までの2年任期で引き続き口大野区長に就任することとなりました。

区長に就任いたしました令和2年5月からを振り返りますと、未知なるコロナウイルスが感染拡大するにあたり大変窮屈な生活を余儀なくされ、区民が一堂に会するような各種事業は感染症防止対策により、その殆どを見送りさせていただきました。

一方、そのような中において事業代替案を役員等で検討協議することによって、新たな方法等での事業実施に取組めたことは、役員や区民皆様のご理解を頂いてのことだと喜び感謝しているところでございます。

地域をめぐる情勢はまだまだ多くの課題を抱えていますが、選任されましたうえは誠心誠意努めてまいり所存でございます。

つきましては、区民皆様のさらなるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、区民だより書中をもちまして再任のご挨拶とさせていただきます。

令和5年4月1日 区長 西村 誠志郎



### ◇ 町内会長さん（任期；令和5年度末） ◇



昭和町内会長  
松本 浩一



副区長 高砂町内会長  
堀 和之



明治町内会長  
吉岡 泉



万歳町内会長  
堀 育夫



剣鉾町内会長  
小牧 常男

### ご紹介

#### ◇ 役員さんの交代 ◇

#### 審議員（交代）

坂根 智香さん（府宮）  
退任…西田泰人さん

#### 監査員（交代）

高橋 和喜さん（剣鉾）  
退任…多田喜久雄さん

#### 福祉委員（新任）

鵜飼 恵子さん（万歳）

#### \*公民館委員の交代は次号掲載

#### 口大野図書館長（交代）

ハロウィン代表  
堀 さきみさん  
退任…三崎泰子さん

-----令和5年度の隣組長様 どうぞよろしくお願します!-----

4月1日より1年間大変お世話になります

<隣組長様へお世話になります主な項目>

- 市広報等の各戸配布及び回覧の配布等 毎月2回（11日・26日が基本）
- とりまとめと集金

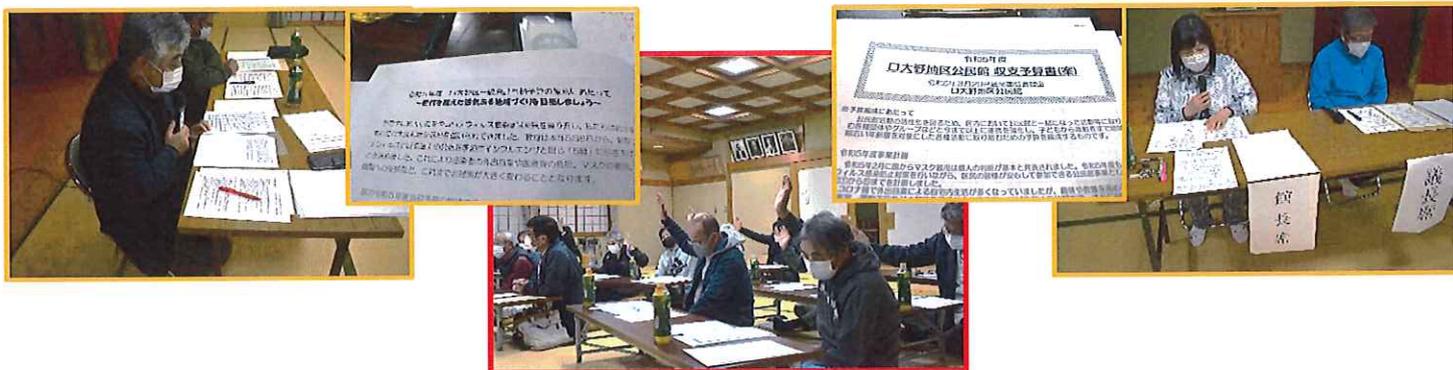
- ① 日赤社資（5月）
- ② 夏祭り花火協賛金（6月）
- ③ 神社費（6月）
- ④ 赤い羽根共同募金（10月）
- ⑤ 歳末助け合い運動（11月）
- ⑥ その他



# お知らせ①

# 通常審議会で決まったこと

令和4年度第3回審議会(通常審議会) 3月29日(金)18:30-21:00



## ◇ 元清掃センター積立金の処分

- ・積立金；平成4年に建設された大宮町清掃センターの迷惑料として旧大宮町からの一時金等を積立、区の大規模施設整備等に充ててきたものです。 **令和3年度末現在 1,482,063 円**
- ・この積立金を処分し、公民館及び城址会館の大規模修繕基金原資として、また地区防災センターの建設基金原資に割り振るものです。

<全員賛成で承認>

## ◇ 大口大野地区公民館施設等使用料規則の全部改正

- ・公民館施設等使用料規則の全部を改正するもの。
- ・使用規則として条文整理を行うほか、①公民館内のそれぞれの部屋の名称を統一②減免規定の整理③使用料金の見直しを行うものです。

### <出された意見など>

- Q、使用申請されたが不許可とする場合も規定しておくべきではないか。
- Q、城址会館の使用について改正しないのか。
- Q、公民館のテントや机等備品の貸し出しはどうなるのか。
- Q、表現がおかしい点がある。「福祉委員会」「PTA協議会」は存在しない。 →修正します
- Q、コインタイマーはどういったものか説明してください。 町内会の会議の時も冷暖房料をとるのはおかしい。スイッチの切り忘れ等の現状はどれほどあるのか。 多額の金をかけてペイすることができるのか。領収書が出ないのは困る。
- Q、他地区でもコインタイマーが導入されきちんと管理されている。 前向きにとりくむものであり電気代の節約も期待できる、ぜひ進めてほしい。

<全員賛成で承認>

## ◇ 令和4年度大口大野区一般会計補正予算

・予算現額 22,667 千円+補正増額 3,408 千円=補正後予算額 26,075 千円とするもの。

### ・補正の主な内容

歳入；	増加	市補助金額、寄付金、繰入金、繰越金	
歳出；	減少	事務費、土木費	
歳出；	増加	会議費、公民館等施設管理費、自治活動費、消防防災費	
		積立金；	6,129 千円を増額
			①事業調整積立金に 1,200 千円
			③公民館等大規模修繕積立金に 2,200 千円
			④城址会館大規模修繕基金に 1,029 千円
			⑤防災センター建設基金に 1,700 千円

### <出された意見など>

- Q、区掲示板の整備を移転先まで明示し要望したが、その後どうなっているのか。

<挙手多数で承認>

## ◇ 令和5年度口大野区一般会計予算及び事業計画

- ・歳入予算額 20,782 千円 (前年度 19,077 千円)
- 歳出予算額 20,782 千円 (前年度 19,077 千円)
- 前年対比 約 108.9% (1,705 千円の増)

・区費改定を行い2年目の予算であり、儉約に努めながら公平公正な予算執行を心がけます。

<出された意見など>

Q、平成23年に口大野地域づくり計画ができてから10年余り経過した。地区の中心部においては高齢化が進み、周辺部には転入された方が多く住まれるようになるなど以前とは様子がずいぶん変わってきている。

区の運営がこのままでよいのか疑問を感じる。若い方や女性の意見も取り入れるような仕組みが必要と思う。町内会を単位とした区の運営をこのまま続けてよいのか、隣組数も町内会によりずいぶん差がある。新しい形にするのかどうかポチポチ決める時期かと思う。

<挙手多数で承認>

## ◇ 令和5年度口大野地区公民館収支予算及び活動計画

- ・歳入予算額 1,702 千円 (前年度 1,812 千円)
- 歳出予算額 1,702 千円 (前年度 1,812 千円)
- 前年対比 約 94% (110 千円の減)

・区民の幅広い年齢層が楽しく学び活動できる公民館活動を進めます。趣味や教養を高める文化活動や世代間交流などに取り組みます。

<出された意見など>

Q、コロナの影響もあるだろうし、口大野区と同様に令和4年度の補正予算を組むべきではないか。

Q、歩こう会の参加者負担金は、何人参加でひとりあたりいくらで算定したのか。

Q、わいわい祭りに215千円講演会人権研修に220千円計上してあるが、どんなことに使うのか。

Q、夏まつりについて、公民館として企画立案費用などは要らないのか。

Q、体育協会が解散すると聞いたがどうなっているのか。

Q、公民館委員をやめる人が多い。会議が多すぎる、日曜日に子供と遊べない等々の意見を聞いた。委員を選ぶのに町内会長と歩いて歩いて苦労して探した。行事が多すぎないようにされたい。

Q、活動計画書に公民館の下部組織でもないのに、ハロウィンと麵打ち倶楽部のみ強調してある。公民館の協力団体であり、他団体も加えて「支援」と書くべきだ。

Q、公民館委員さんには頑張ってもらっている。公民館の行事のお知らせ回覧が出されるが、締め切りまでに期間が短い。早く周知されたい。

<挙手多数で承認>

## ◇ 次期区長の選任

- ・区長選任管理委員会の委員長である堀和之さんから報告がありました。

令和5年3月31日に区長任期が満了になりますが、1月27日開催の町内会長会議において、区長選任規程第2条により、選任方法を「推薦」に決定いたしました。

そして、各町内会長と高砂町内会より審議員の吉村真さんに加わっていただき、計6名で構成する区長選任管理委員会で、協議をいたしました。

その結果、現区長の西村誠志郎さんに、次期も引き続きお願いすることを決定し、ご本人へ要請、去る2月9日に承諾を得ました。

以上が経過報告です。審議会の承認をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

<全員賛成で承認>

# お知らせ② 新しくなった公民館使用の決まり

---使用料規則を廃止し、新たに公民館使用規則に---

<公民館内のそれぞれの部屋の名称を統一>

## 玄関を入れて

- 右奥の部屋 右(グランド側)⇒**会議室1** (和室20畳)
- 左(図書館側)⇒**会議室2** (和室16畳)
- 左奥の部屋 左(グランド側)⇒**会議室3** (机・椅子席)
- 右(裏駐車場側)⇒**会議室4** (和室10畳)

<会議室の減免対象>

- 地方公共団体等、地区公民館、公益福祉活動団体等、区内の農事組合等
- 各町内の祭関係団体、区内・各町内会小中学校PTA
- 区民で組織する活動団体が使用申請する文化・スポーツ、福祉活動等
- 区長または町内会長会議が認めた場合

<使用料金の見直し>

- ・下表のとおり
- ・申請者が営利目的や布教活動等で公民館等を使用する場合は、別表の2倍の使用料とします。
- ・区民外の申請者が公民館等を使用する場合は、別表の2倍の使用料とします。  
ただし、使用者の半数以上に区民が含まれる場合はこの限りではありません。

<部屋の貸し出しについて申請書を定めて手続きを明確化>

- ・次々ページの**使用許可申請書の書き方見本**を参考にしてください。
- ・使用許可を受けたあと、施設使用日以降の執務時間中に鍵の返却と同時に使用料を納付してください。

<エアコンの管理をしっかりとするため各部屋に**コインタイマー**を設置>

- ・百円玉を投入してください。 冷暖房料の減免はできません。

**皆さまの区費をもとに整備した公民館です、大切に使いましょう。** 宜しくお願いします。

## <新しくなった料金一覧>

(1) 集会室、会議室、調理室、旧口大野小学校体育館 (注1・注2)

施設名	使用基準等	使用料
会議室 1. 2. 3. 4	午前8時30分～午後0時30分又は午後1時～5時	各800円
	夜間(午後5時30分～午後10時)	1,000円
2階集会室	午前8時30分～午後0時30分又は午後1時～5時	各1,000円
	夜間(午後5時30分～午後10時)	2,000円
調理室	午前8時30分～午後0時30分又は午後1時～5時	各500円
	夜間(午後5時30分～午後10時)	800円
旧体育館	午前8時30分～午後0時30分又は午後1時～5時	各300円
	夜間(午後5時30分～午後10時)	500円

注1) 一日使用は午前と午後の合計額とする。夜間も引き続き使用する場合は、一日使用に夜間使用料を加えた合計額とする。

注2) 特に旧体育館を使用する場合、使用者の責任において整理整頓、火の用心を履行しなければならない。

注3) 上記施設を文化福祉活動にて通年契約(年度)で使用する場合は下記表のとおり。ただし通年契約中であつても会場を変更し使用する時はあつては上記単独使用分を適用する。

施設名	使用基準等	使用料
会議室 1.2.3.4	年12回迄の年額(12回分の9割)	正規使用料の9割
	年13回~24回迄(1回分の8割)	正規使用料の8割
	年25回以上の年額(1回分の7割)	正規使用料の7割
2階集会室	年12回迄の年額(12回分の8割)	正規使用料の8割
	年13回~24回迄(1回分の7割)	正規使用料の7割
	年25回以上の年額(1回分の6割)	正規使用料の6割
調理室	年12回迄の年額(12回分の9割)	正規使用料の9割
	年13回以上(1回分の8割)	正規使用料の8割
旧体育館	年12回迄の年額(12回分の8割)	正規使用料の8割
	年13回以上(1回分の6割)	正規使用料の6割

(2) 各室の設備等(冷暖房設備等)

使用設備名	使用基準等	使用料
茶器類等	会場使用に伴う湯沸し及び茶器類の使用は無料	無料
冷暖房設備等	コインタイマー方式(減免対象外) *2階は200円/時	100円/時

(3) 口大野コミュニティ広場 *\*紙面の都合上記載省略します 詳しくは区事務所まで*

(4) グラウンド及び夜間照明灯 *\*紙面の都合上記載省略します 詳しくは区事務所まで*

(5) 公民館周辺駐車場 *\*紙面の都合上記載省略します 詳しくは区事務所まで*

(6) その他、口大野区所有施設内の設備及び備品等

下記に定める表内に記載の無いもので、区長が使用を許可したのものについては、区長がその都度、別に定める。

使用設備名	使用基準等	使用料
調理室設備品等	1回使用毎(調理室内備品全て一括)	100円
ピザ釜	1回使用毎(薪代は別途300円)	200円
東屋釜	1回使用毎(薪代は別途300円)	200円
座椅子等	1回使用毎(1脚単位)	50円
コピー使用料	1枚単位。ただしカラーコピーは5倍	10円
プロジェクター	使用毎(1回単位)	100円
背負い式プロアー	半日単位(混合燃料代含む)	500円
高圧洗浄機	半日単位	400円

**\* 詳しくは、口大野区のホームページ「会議室の予約状況」をみていただくか、区事務所までお問い合わせ**

**ください** ☎64-2137

\* 城址会館使用規則や公民館が所有する物品等の貸出料等についても見直しの作業をしています

口大野区ホームページ



参考 <使用許可申請書の書き方見本> 事前に申請をして許可を受けてください  
様式第1号(第3条関係)

□大野地区公民館施設等使用許可申請書兼許可証

令和5年5月2日

□大野区長 様

住 所 大宮町口大野 889-1 番地

使用申請者 団体名 □大野スポーツ倶楽部

使用者 球尾 蹴郎

□大野地区公民館等使用規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用日時等	令和5年5月14日(日)、 <u>午前・午後</u> ・夜間・一日 9時00分から14時30分まで
申請箇所等	<u>2階集会室</u> 、会議室1・2・3・4、調理室、旧体育館 *上記使用箇所を丸で囲ってください。
緊急連絡先	緊急時電話番号( <b>090-456-3333 球尾蹴郎</b> )

\*\*\*\*\*

□大野地区公民館施設等使用許可証

令和 年 月 日

申請者 様

□大野区長 \_\_\_\_\_

□大野地区公民館施設等使用許可申請について許可します。使用に当たっては同規則第4条の規定を順守し、下記使用料を鍵の返却時に納付して下さい。

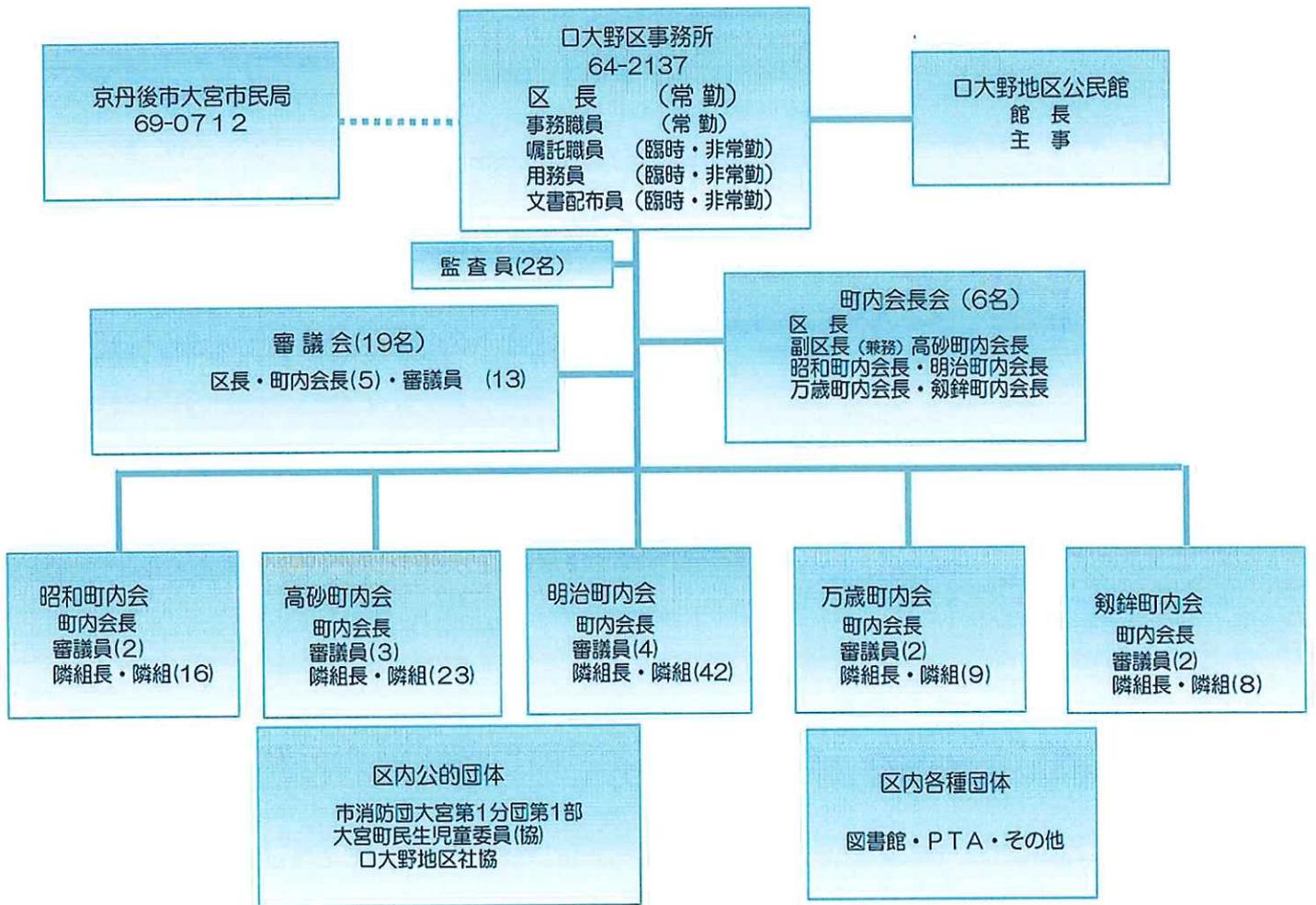
記

施設名	使用基準等	使用料(円)	該当
会議室 1.2.3.4	午前8時30分~午後0時30分または午後1時~5時	各800	
	夜間(午後5時30分~午後10時)	1,000	
2階 集会室	午前8時30分~午後0時30分または午後1時~5時	各1,000	
	夜間(午後5時30分~午後10時)	2,000	
調理室	午前8時30分~午後0時30分または午後1時~5時	各500	
	夜間(午後5時30分~午後10時)	800	
旧体育館	午前8時30分~午後0時30分または午後1時~5時	各300	
	夜間(午後5時30分~午後10時)	500	
合計使用料金(鍵返却時に納付すること)			円

施設等の一日使用は午前と午後の合計額とする。夜間も引き続き使用する場合は、一日使用に夜間使用料を加えた合計額とする。



## 令和5年度 □大野区組織図



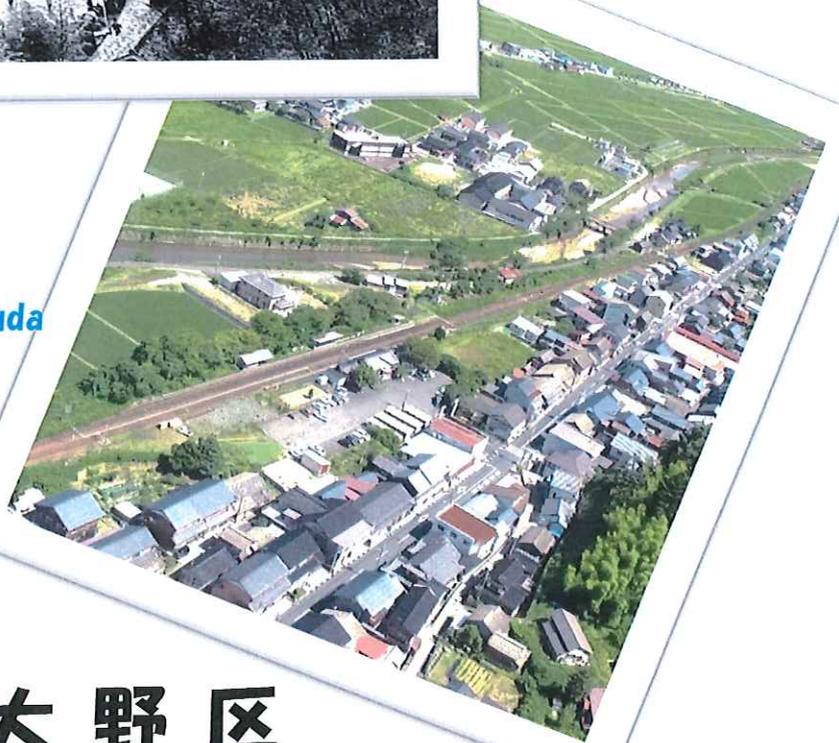
<昭和40年ごろの駅前>

提供 橋本哲男さん



<令和3年 ドローン撮影>

Dronepilot N.Yasuda



認可地縁団体 **口大野区**

〒629-2501 京丹後市大宮町口大野889

口大野区事務所 / 口大野地区公民館

電話(ファックス兼用) **0772-64-2137**

Eメール [omiya-kuchiono@sea.plala.or.jp](mailto:omiya-kuchiono@sea.plala.or.jp)

口大野区ホームページ

